

令和2年11月11日  
砧保健福祉センター  
保健福祉政策部

## 訴訟事件の発生について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 訴状到達日 令和2年10月1日（第1回口頭弁論期日：令和2年11月5日）
- 3 当事者
  - (1) 原告 甲
  - (2) 被告 世田谷区
- 4 請求の趣旨
  - (1) 被告は、原告に対し、3,555,470円及びこれに対する平成29年10月12日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。
  - (2) 訴訟費用は被告の負担とすること。
  - (3) 上記(1)(2)の判決及び仮執行宣言
- 5 原告の主張

平成29年当時、夫からDVを受けていた原告が、被告に対し夫から所在を把握されないようにすることを相談していたところ、

  - ① 被告は原告に対し住民基本台帳事務における支援措置を教示する義務を負っていたにもかかわらず、支援措置を教示しなかった。
  - ② 被告は原告がDV被害者であることを認識しており、原告の住所が原告の夫に知られ、又は推知されないよう必要な措置を講ずる義務があるのに、必要な措置を講じず夫宛に「国民健康保険 医療費の返還請求通知書」を平成29年10月12日及び同年11月13日の2度にわたり送付した。

これにより、原告が利用した医療機関名を夫に知られ、その避難先が推測されるところとなったため、避難先からのさらなる転居を余儀なくされるとともに、就労に著しい悪影響を受け、多大なる精神的苦痛を受けたため、被告に対し損害賠償請求を求める。